

公益財団法人相模原市スポーツ協会専門委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人相模原市スポーツ協会定款第45条第2項に基づき、別表1に掲げる専門委員会を設ける。

(担当事項)

第2条 各専門委員会の担当事項は、別表1の担当区分欄に掲げる事項とする。

(委員構成)

第3条 各専門委員会の委員は、20名以内とし、構成及び委員の選出方法は、別表2に掲げるとおりとする。

(指名)

第4条 委員は、理事会で決定し、会長が指名する。

(役員)

第5条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第6条 委員長は、理事から選出された委員をもってあてる。

2 副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第7条 委員の任期は、理事の任期満了までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期が満了した場合においても、後任者が決定するまで職務を担当するものとする。

(会議)

第8条 委員会は、第2条に関する事項で必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、加盟団体等から提出された案件等に対して、調査研究を進めるとともに、会議では、関係者に補足説明を求めることができる。

4 委員会で決定した事項は、理事会に上程し、議決事項とする。

(報告)

第9条 委員長は、理事会に専門委員会の活動内容を報告しなければならない。

(分科会の設置)

第10条 委員長は、特定の案件に対する詳細検討等を行うため、分科会を設置し、委員を指名することができる。

2 前項に定める分科会は、案件の検討結果等を委員長に報告した時点で解散する。

3 分科会の組織・運営については、委員長が定める。

附 則

1 この規程は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人相模原市体育協会専門委員会規程は廃止する。

3 財団法人相模原市体育協会部会設置要綱は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

専門委員会名	担 当 区 分
総務・ 財務委員会	(1) 企画・庶務全般に関すること (2) 表彰に関すること (3) 予算・決算等財務一般に関すること (4) 諸規程等の制定及び改廃に関すること (5) 組織体制に関すること (6) 自主財源確保に関すること (7) 各専門委員会の総括に関すること (8) 他の専門委員会に属さない事項に関すること
スポーツ 振興委員会	(1) 競技力の向上、普及に関すること (2) 競技団体、スポーツ指導者、選手等の支援・育成に関すること (3) 生涯スポーツの振興に関すること (4) 人材バンク派遣制度に関すること (5) 学校体育団体との連携・支援に関すること (6) 総合型地域スポーツクラブへの支援に関すること (7) スポーツイベント事業に関すること (8) スポーツに関する科学研究に関すること (9) その他スポーツ振興に関し、必要と認める事項に関すること
広報委員会	(1) 広報に関すること (2) ホームページに関すること (3) 広告媒体に関すること (4) 情報公開に関すること (5) 体育スポーツの資料収集に関すること (6) 競技人口等の統計に関すること (7) 賛助会員制度に関すること (8) その他広報に関し、必要と認める事項に関すること
施設委員会	(1) スポーツ施設計画の提言・要望に関すること (2) 指定管理者制度に関すること (3) その他スポーツ施設に関し、必要と認める事項に関すること

別表 2

	委員の数	選 出 区 分			
		理 事 (委員長)	監 事 行 政	加盟団体	学校体育 団 体
総務財務委員会	14名	1名	監1名 行1名	11名	
スポーツ振興 委員会	14名 (17名)	1名	行1名	12名	(小1名) (中1名) (高1名)
広報委員会	13名	1名		12名	
施設委員会	14名	1名	監1名	12名	
委員選出の方法		互選	監事は互選 行政は指名	加盟団体から の推薦	学校体育団体 からの推薦